

1 説明会について

Q1 ぶり奨学プログラムに登録したいのですが、説明会はいつ開催されますか。

A 1月から3月までの登録申請が込み合う時期は、月2回程度定期的に開催する予定です。その他の月は、参加者の見込みそうな時期に開催するか、動画での配信も検討して行きます。詳しくは、ホームページをご覧ください、ご不明な点はお問い合わせください。



氷見市ホームページ

Q2 ぶり奨学プログラムを活用したいのですが、説明会に子ども（進学者）も参加する必要があるとのこと。子どもは進学で遠方に行ってしまう、すぐには帰って来れないので帰ってくるタイミングで個別の説明会を開催してもらえませんか。

A そういったご要望もあり、今後は動画での配信も検討して行きます。会場での個別の説明会の開催は行いませんが、ネットワーク環境のない方には市役所で動画を見ていただくか、DVDでお貸しすることも検討して行きます。

Q3 説明会を受講したいのですが、子どもと保護者等の都合が合いません。

A 説明会には、それぞれの都合の良い日に別で受講していただいてもかまいません。ただし、両名とも受講されるまで登録の手続きは行えません。

2 ぶり奨学プログラムへの登録について

Q1 ぶり奨学プログラムに登録しなければならないのは誰でしょうか？

A 学生（進学者）本人とその保護者等のどちらも登録していただく必要があります。助成金は実際に返済した方に交付します。奨学金であれば、学生本人に、ぶり奨学ローンであれば、借り入れされた方（保護者等）に交付します。

Q2 現役の大学生がプログラム登録前に借り入れた奨学金は対象になるのでしょうか？

A **新制度では**、登録年度で判定します。登録前の年度に借り入れた奨学金は対象となりませんが、同年度であれば登録前の借入も対象となります。ぶり奨学プログラムへ登録した日の年度から卒業の年度までの期間に借入れた分が対象となります。（正規の修業年限内に卒業する場合）

Q3 6年制大学に進学する者ですが、その場合の助成額などは、どうなりますか。

A **新制度では**、6年制大学に進学する方は、大学在学中の借り入れた金額のうち任意の4年間分が助成対象額となります。従って、資金需要さえ許せば、利払い額を抑えるために3年生以降の4年間を助成対象とすることも可能です。

Q4 登録内容の変更申請を行うときはどんな時ですか。

A 登録証の内容が変更になる場合は、全て変更申請が必要です。

例えば、進学者の**住所変更**や、**借入先の変更**（日本学生支援機構の第二種奨学金から第一種奨学金への変更、ぶり奨学ローンを借りる**金融機関の変更**など）、**借入額の変更**、**保護者等の変更**（ローンを借りる方が父親から母親に変更した場合等）が考えられます。詳しくは市担当課へお問い合わせください。

Q5 登録内容の変更申請はいつまでに行う必要がありますか。

A 変更があった場合は、遅滞なく申請してください。申請書の様式は、ホームページからも取得できます。

3 ぶり奨学ローンについて

Q1 ぶり奨学ローンとは何ですか。

A ぶり奨学プログラムに登録された方が利用できる、市内金融機関だけが扱う学資ローンです。通常の学資ローンより金利などで有利であるなどの特徴があります。利用できるのは、市内の次の金融機関です。（北陸銀行、富山第一銀行、富山銀行、氷見伏木信用金庫、氷見市農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会）なお、借入れにあたっては、金融機関の審査があります。

Q2 ぶり奨学ローンの種類が豊富で、どれを選べばよいかわかりません。

A 各金融機関で商品が異なります。借り方も毎月の定期送金、半年に一度の送金、カードローンによる自由に引き出せる形など様々な特徴があります。説明会でお渡しする一覧表で検討いただき、詳しくは各金融機関の窓口でご相談ください。

Q3 ぶり奨学ローンの利子を払うのは、誰ですか。

A ぶり奨学ローンの在学中に発生する利子及び返済時の利子は、ローンの契約者が支払うことになります。

4 交流会について

Q1 交流会はどのようなことを行うのですか。

A ぶり奨学プログラムに登録し、進学している在学学生を対象に開催します。各回で内容は異なりますが、富山県内での就職情報や就職イベント等の取得方法、ぶり奨学プログラムの制度の説明や、進学のため氷見を離れ、卒業後に氷見に戻ってきた先輩の体験談など、氷見へのUターンに繋がる内容のほか、学生同士の交流を図る内容となっています。

Q2 交流会は絶対参加しなくてはならないのですか。

A **新制度**では、在学中に規定回数以上交流会に参加いただくことが、Uターン後の元金等の助成を申請する際の要件となっています。規定回数は次の通りです。

プログラム登録時期	交流会参加必要回数		
	2年制	3年制	4年制以上
進学前又は在学1年未満	在学中に2回	在学中に3回	在学中に4回
在学1年以上2年未満			在学中に3回
在学2年以上		在学中に2回	在学中に2回

Q3 部活などで交流会に参加できないのですが。

A 交流会は、学生の皆様が帰省する時期（夏休み（お盆）、12月末、春休み（3月））に合わせて実施するほか、オンラインでも参加可能とします。

5 就職起業支援事業について

Q1 就職起業支援事業は具体的にどんな事業ですか。

A 就職を控えた学生（大学だと3・4年生）へ就職フェア等のチラシをお送りしています。また、交流会で就職情報の提供なども行っています。関係機関と協力し実施する就職イベント等の案内についてもお送りしていきます。

6 助成金申請について

Q1 申請者は誰ですか。

A ぶり奨学ローン等を返済する方が申請者となります。奨学金の場合は学生本人、ぶり奨学ローンの場合は保護者等になるかと思えます。保護者等が申請される場合は、登録された保護者等の方が申請してください。

Q2 卒業後、氷見市に戻ろうと思っておりますがどのような手続きが必要ですか。

A 卒業年度末を経過すると、対象の方へ指定の申請についてご案内しますので、届いた案内をご覧ください。また、奨学金やぶり奨学ローンについては、借入先と返済の手続きを進めてください。

Q3 卒業後すぐに、県内の企業に就職したのですが配属が県外でした。どうすればよいですか。

A 一度指定の手続きを行うと、原則として氷見市からの転出後は、助成が受けられなくなります。ただし、**新制度では**、今回のケースのように転勤などのやむを得ない事情により転出した場合に限り、助成期間（指定の翌年度から10年間）内に再び氷見市に戻れば助成を再開することとしました。しかしながら、助成期間まで延長するものではないので、氷見市に居住しなかった期間の助成は受けられないこととなります。

また、指定の申請時期についても、原則として卒業して氷見市に戻った翌年度末が期限となっておりますが、**新制度では**、慣習として就職後すぐに転勤が命じられる職場であるなど、やむを得ない事由により申請をすることができなかった場合は延長を認める場合がありますので、事前にご相談ください。

Q4 氷見に戻ってきましたが、公務員になりました。対象となりますか。

A 任期の定めのない公務員の職に就いた場合は助成金の要件を満たしていないため、指定の手続きは行えません。よって、助成金の申請も行えません。ただし、卒業後10年以内に公務員を辞めて別の職に就いた場合（市内に居住）は、助成金の要件を満たすこととなりますので、指定の申請手続きを行ってください。

Q5 助成金を申請するためには、どうすればよいですか。

A 助成金の申請には、まず指定の手続きを行う必要があります。

助成金は指定の翌年度から10年間、年度ごとの申請により、その年度ごとの規定額を助成するものです。年度末に該当する方に申請書類を郵送しますので、必要事項を記載のうえ、添付書類を添えて必ず期限内に市担当課に提出してください。

Q6 助成金を申請する際の添付書類で、返済を証する書類とありますが、必ず金融機関の証明書を添付しなければいけませんか。

A 金融機関の証明書が理想ですが、通帳のコピーでも借入金額及び返済元金額がわかり、各年度末借入残高が確認できれば構いません。その際は、通帳の該当部分をわかりやすく（元金の返済以外の部分はなるべく黒塗りで）不足のないようにご提出ください。